

看護師の特定行為研修の修了状況	特定行為研修の修了の有無	番号 50	1. 有 2. 無	指定研修機関番号 (左で1を選択した場合のみ記入)	番号
	修了した特定行為区分 (該当する全ての特定行為区分について記入)				番号
	1. 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 2. 〃（人工呼吸療法に係るもの）関連 3. 〃（長期呼吸療法に係るもの）関連 4. 循環器関連 5. 心嚢ドレーン管理関連 6. 胸腔ドレーン管理関連 7. 腹腔ドレーン管理関連 8. ろう孔管理関連 9. 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連 10. 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連 11. 創傷管理関連 12. 創部ドレーン管理関連 13. 動脈血液ガス分析関連 14. 透析管理関連 15. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16. 感染に係る薬剤投与関連 17. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 18. 術後疼痛管理関連 19. 循環動態に係る薬剤投与関連 20. 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 21. 皮膚損傷に係る薬剤投与関連				51
	修了した領域別パッケージ研修 (該当する全ての領域について記入)				番号
1. 在宅・慢性期領域 2. 外科術後病棟管理領域 3. 術中麻酔管理領域 4. 救急領域 5. 外科系基本領域 6. 集中治療領域				93	

(注意事項)

- 令7年1月6日(月)～15日(水)の間に、就業地の管轄保健所に提出すること。
- 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記入すること。
 - ◆書換、再交付年月日又は生年月日を記入しないよう注意すること。
 - ◆准看護師免許を取得している場合は、免許を受けた都道府県名も記入すること。
- 「業務に従事する場所」の欄は、1～27の中から、主に業務に従事している場所を1つ選択すること。
 - ◆「助産所(4～9)」の「分娩取扱あり」「分娩取扱なし」については、分娩取扱の実績有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩取扱あり」の項目に記入すること。
 - ◆事業所内に設置された診療所は、「診療所(2～3)」ではなく「事業所(事業所内診療所)(24)」を選択すること。
 - ◆「介護保険施設等(12～17)」は、「病院、診療所、訪問看護ステーション(1～3, 10～11)」に該当するものは除くものとする。
 - ◆地域包括支援センターは、「17. 上記12, 13, 14, 15, 16以外の介護保険施設等」の項目に記入すること。
 - ◆「社会福祉施設(18～20)」は、「病院から介護保険施設等まで(1～17)」に該当するものを除くものとする。
- 「常勤換算」について、「短時間労働者」に該当するものは、計算式の労働時間等を記入の上、自身の労働時間が常勤の何人分にあたるかを計算すること。

《計算方法》

短時間労働者が契約した1週間当たりの労働時間÷フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間

《計算例》

フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で…

① 週2日8時間勤務の場合

8時間×2日

40時間 = 0.4人(小数点以下第2位を四捨五入)

② 週1日1時間勤務の場合

1時間×1日

40時間 = 0.1人

小数点以下第2位を四捨五入して0.1に満たない場合は、0.1人とする。

- 「従事期間等」については、次のとおり記入すること。
 - ◆「名称」欄に記入した就業先での従事期間を記入すること。ただし、設置者が同一の施設・事業所間の異動等があった場合は、連続した期間として計算するものとする。
 - ◆従事期間が2年未満の場合は、従事開始の理由も記入すること。
 - ◆「新規」は、2つ以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とすること。
 - ◆「再就業」「転職」は、従事開始前1年間に看護職員として従事していたかどうかで異なる。
例1：従事開始6ヶ月前まで設置者の異なる病院で看護職員として勤務 → 「転職」
例2：従事開始8ヶ月前まで介護施設において介護業務のみに従事 → 「再就業」
- 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記入すること。
 - ◆「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する研修を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。